

平成 30 年度八戸市女性チャレンジ講座講師派遣業務委託企画提案募集要領

1 目的

当市では、各企業、団体、地域社会等で今後の活躍が期待される働く女性等の地位向上に必要なビジネススキル習得により職場等における女性の活躍と積極的登用の促進、新たな女性人材の育成及び発掘を図るため講座を実施している。

より質の高い効果的な講座を実施することを目的として提案を募集する。

2 業務の概要

(1) 業務名

八戸市女性チャレンジ講座（以下「講座」という。）講師派遣業務

(2) 業務内容

講座への講師派遣及び講座の実施

詳細は別紙「平成 30 年度八戸市女性チャレンジ講座講師派遣業務委託企画提案仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 予定契約期間

契約締結日から平成 31 年 2 月 28 日まで

(4) 委託料

委託料の上限額は、1,200,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

3 応募参加資格

次に掲げる(1)～(6)までの要件を全て満たす法人、又は複数の法人が構成する共同企業体であること。なお、共同企業体に参加するにあたっては、構成員全員がそれぞれの要件に該当すること。

- (1) 日本国内に営業所を有し、本業務の実施に必要な組織体制が確保されており、業務実施に必要な能力を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は八戸市財務規則（昭和 54 年八戸市規則第 1 号）第 114 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 所管税務署への国税及び八戸市税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に

規定する暴力団がその役員となっていない法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められる者で、適正な競争を妨げるおそれがないと認められる者であること。

4 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

様式5「質問書」を作成し、持参又は電子メールにより提出すること。(電子メールで提出する場合は、受信確認を下記11「提出・問合せ先」に電話にて行うこと。)原則、口頭(電話を含む。)による質問は受け付けない。

(2) 受付期間

平成30年4月2日(月)～平成30年4月24日(火)午後5時(必着)

(3) 提出先

下記11「提出・問合せ先」に同じ

(4) 回答方法等

回答は、随時八戸市ホームページに掲載し、最終回答期限を平成30年4月27日(金)とする。

5 応募方法

(1) 提出書類及び提出部数

企画提案下表の書類をA4縦で正本1部、副本5部を提出すること。

提出書類	摘要
① 八戸市女性チャレンジ講座講師派遣業務委託 企画提案参加申込書(様式1)	
② 企画提案書(様式2-1、2-2、2-3)	
③ 経費見積書(様式3)	
④ 会社(団体)の概要(様式4-1)	指定内容を含む既存資料でも代替可
⑤ 誓約書(様式4-2)	
⑥ 研修の実績(様式4-3)	指定内容を含む既存資料でも代替可
⑦ 商業登記簿謄本等写し	証明日が提出時以前3ヶ月以内のもの
⑧ 財務諸表	直近1事業年分

(2) 提出期限

平成30年5月9日(水)午後5時(必着)

(3) 提出先

下記11「提出・問合せ先」に同じ

(4) 提出方法

提出書類を提出先まで持参又は郵送すること。(持参の場合、土日祝日を除く午前8時15分から正午まで及び午後1時から午後5時まで、郵送の場合は一般書留又は簡易書留のいずれかによるものとする。)

6 選考要領

(1) 評価方法

提出された提案書の内容を下表の評価項目に基づき、市長が指名した採点者5名が点数評価を行う。評価点は、採点者1人あたり60点満点、合計300点満点とする。

項目	審査内容	配点
①研修の内容	八戸市が意図する講座の目的を理解し、合致した内容となっている。	10点
	企画提案発表会を支援する内容となっている。	5点
	提案講座は、独自性がある内容となっている。	5点
②研修の効果	専門的な手法や技法が的確に盛り込まれており、職場等での実践に役立つと見込まれる。	10点
	限られた時間内でスキル等の習得が見込まれる。	5点
	受講生同士のネットワークの構築及びモチベーションの維持が見込まれる。	5点
③研修講師	研修内容に対する講師の経歴及び実績があり、専門性のある適切な講師が配置されている。	10点
④実施体制	提案内容を確実に実施する能力及び実績を有している。	5点
⑤研修費用積算	必要な経費が適切に計上され、妥当な水準である。	5点
合計		60点

(2) 最優秀提案者及び次点者の決定

採点者の評価表をもとに評価点数を集計し、評価点数の合計が180点以上で、かつ、合計点数の最も高いものを最優秀提案者及び最高得点に次ぐものを次点者と決定する。ただし、最高得点が複数あるときには、くじ引きにより最優秀提案者及び次点者を決定する。

(3) 結果の通知及び公表

評価結果は平成30年5月23日(水)までに提案者それぞれに文書にて通知する。また、同時に最優秀提案者及び次点者の名称を八戸市ホームページで公表する。

7 契約

八戸市は、最優秀提案者と委託契約の締結交渉を行い、合意に達した場合、委託契約を締結する。その者から辞退の申し出があった場合、又はその者が不適格であると判断された場合は契約を締結しないときがある。その場合、八戸市は損害賠償の責を負わないものとする。

また、最優秀提案者と協議が調わない場合は、次点者と協議の上、契約を締結するときがある。

8 日程

平成30年4月 2日(月)	募集公告
平成30年4月24日(火)	質問受付期限
平成30年4月27日(金)	質問回答期限
平成30年5月 9日(水)	提出書類提出期限

平成 30 年 5 月 23 日(水)

審査結果通知期限

平成 30 年 6 月上旬

契約締結

9 留意事項

- (1) 提出書類の作成に要する全経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提出書類の審査を行う際、必要な範囲において提案者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類は、八戸市情報公開条例（平成 14 年 3 月 27 日条例第 6 号）に基づき、公開することがある。
- (6) 提出後、やむを得ない理由が生じたこと等により参加を辞退する場合は、速やかに様式 6「辞退届」を提出すること。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。
 - ① 本募集要領及び仕様書に適合しないもの。
 - ② 記載すべき事項の全部又は一部を記載されていない、又は、虚偽の記載をしたもの。
 - ③ 期限後に提案書を提出した者
- (8) 資格要件確認のため、関係各署に照会する場合がある。
- (9) 提案者は、参加申込書の提出をもって、本募集要領に記した内容に同意したものとする。

10 参考資料

- (1) 第 4 次八戸市男女共同参画基本計画～男女共同参画社会をめざすはちのへプラン 2017～
- (2) 女性チャレンジ講座「女子力向上ゼミナー」
※八戸市ホームページに掲載。

11 提出・問合せ先

八戸市 総合政策部 市民連携推進課 男女共同参画グループ（市庁本館 4 階）

住所：〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目 1 番 1 号

電話：0178-43-9217（直通）

FAX：0178-47-1485

E-mail：renkei@city.hachinohe.aomori.jp

平成 30 年度八戸市女性チャレンジ講座講師派遣業務委託企画提案仕様書

1 業務の概要

- (1) 業務名
八戸市女性チャレンジ講座（以下「講座」という。）講師派遣業務
- (2) 業務内容
行政講座及び企画提案発表会を除く講座（5回）及び公開講座の講師派遣、講座の実施に係る業務

2 講座の概要

- (1) 講座の目的
各企業、団体、地域社会等で今後の活躍が期待される働く女性等の地位向上に必要なビジネススキル習得により職場等における女性の活躍と積極的登用の促進、新たな女性人材の育成及び発掘を図ることを目的としている。
- (2) 受講対象者
平成 30 年 5 月 1 日現在、満 20 歳以上 49 歳以下の女性で、次のいずれかの条件を満たす者。
受講者の登録期間は 2 年間。
 - ① 八戸圏域（八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町）の事業所等に勤務している女性
 - ② 八戸圏域（八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町）に在住している女性
- (3) 受講人数
50 人程度（1 年目及び 2 年目の登録受講者）
- (4) 講座の日程・時間・会場

① 日程

回数	開催日	講座	テーマ
第 1 回	平成 30 年 7 月 12 日 (木)	テーマ指定講座	レジリエンス（逆境力）研修 （開講式等の後、実施）
第 2 回	平成 30 年 8 月 23 日 (木)	テーマ指定講座	整理力研修
第 3 回	平成 30 年 9 月 20 日 (木)	行政講座	八戸市実施
第 4 回	平成 30 年 10 月 18 日 (木)	提案講座	
公開講座	平成 30 年 10 月 19 日 (金)	提案講座	
第 5 回	平成 30 年 11 月 22 日 (木)	テーマ指定講座	企画提案力研修
第 6 回	平成 30 年 12 月 20 日 (木)	テーマ指定講座	フォローアップ研修
第 7 回	平成 31 年 2 月中	企画提案発表会	八戸市実施（発表会后、修了式開催）

② 時間

各回 13：30～17：00。ただし、第 1 回講座については、開講式、オリエンテーション、自己紹介実施後に研修を開始する。

③ 会場

八戸市庁会議室等市の指定する場所

3 企画提案を求める範囲

上記2(4)に掲げる講座（行政講座及び企画提案発表会を除く。）のうち、次について提案すること。

(1) テーマ指定講座

講座の目的及び企画提案書（様式2-1）に掲げるねらいが達成される内容とし、講座内容及び派遣講師について提案すること。

(2) 提案講座

講座の目的及び企画提案書（様式2-1）に掲げるねらいが達成される内容とし、講座テーマ及び内容並びに派遣講師について提案すること。ただし、次に掲げる事項を含む内容とすること。

- ① 第4回講座と公開講座は原則として同様の内容とすること。
- ② 企業及び市民等に周知し、体験してもらうことで、次年度受講へのPR講座となるよう広く企業、市民等が興味、関心のある内容とすること。
- ③ 他の講座と内容が重複しないこと。
- ④ 受講生のモチベーションの維持が期待できること。

4 留意事項

(1) 講座の内容

- ① 企画にあたっては、受講対象者の条件等に配慮し、募集要領に掲げる目的及び企画提案書（様式2-1）に掲げるねらいが達成されるよう留意すること。
- ② 講座は、2年間の登録制のため、昨年度からの継続受講者及び今年度の新規受講者の両者に効果的な講座内容を提案すること。
- ③ 昨年度からの受講者が第7回講座で企画提案発表会を行うため、その発表を支援する内容とすること。

企画提案発表会概要

○目的

講座で学んだ内容を活かし、2年間の総括として市政に対する提案を企画し、発表することで今後の職場や社会活動等で活躍していくための一助となること。

○内容

より良い八戸市にすることを目的とし、設定された予算以内で、グループごとに選択したテーマに沿って、企画提案書を作成し、プレゼンテーションを行う。

- ④ 公開講座の募集は、上記2(2)に掲げる条件に準じて別途行う。
 - ⑤ 八戸市が必要と認める場合は、協議の上、テーマ及び内容を変更することもある。
- (2) 講師の選定

- ① 講師の選定については、講座内容に即した専門性及び実績のある講師を選定すること。
- ② 各回の講師は、第一候補者及び第二候補者の2名を選定すること。原則として、第一候補者の実施とするが、協議の上、第二候補者の実施とすることもある。

5 講座の実施・運営

(1) 実施・運営の経費の負担区分

項目	負担		備考
	八戸市	受託者	
講師派遣費		○	謝礼・旅費（会場までの移動分）を含む
研修実施費		○	テキスト作成・印刷・納品を含む
講師応接費	○		水・茶・おしぼり
会場費	○		八戸市庁会議室等
備品	○		PC（1台）、プロジェクタ、スクリーン、マイク、ホワイトボード、レーザーポインター

※その他研修に要する経費が発生した場合は別途協議するもの。

(2) 実施・運営の業務分担

	担当		備考
	八戸市	受託者	
受講者募集	○		
受講者への事務連絡	○		
会場設営	○		
講師派遣・講座実施		○	
受付・司会・進行	○		
テキスト・アンケート提供		○	
資料配布及びアンケート回収	○		
アンケート集計・実施報告書		○	各回終了後（様式任意）

(3) 講座の実施

- ① テキスト等配布資料は受講者人数分及び事務局分を講座3日前（土日祝日を除く）までに納品すること。また、同内容のデータを事務局まで送付すること。
- ② 事前課題がある場合は、別途協議すること。
- ③ 講師の送迎はしない。講師は13:00までに講座会場に到着すること。
- ④ 講座の進行状況により、適宜休憩時間を設けること。
- ⑤ 講座実施上、知り得た個人情報をも漏洩及び利用しないこと。（委託完了後も同様）
- ⑥ 講師候補者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできない。
- ⑦ 各講座実施後、受講者アンケートを添付し報告書を提出すること。

6 平成29年度講座実績

	開 催 日	講 座 内 容
第1回	平成29年 7月13日(木)	オリエンテーション・自己紹介等 コミュニケーション能力向上研修
第2回	平成29年 8月24日(木)	ラテラルシンキング研修
第3回	平成29年 9月28日(木)	行政講座
公開講座	平成29年10月26日(水)	仕事にだって役に立つ！私らしさが輝く話法
第4回	平成29年10月27日(木)	仕事にだって役に立つ！私らしさが輝く話法
第5回	平成29年11月30日(木)	ファシリテーション研修
第6回	平成29年12月21日(木)	プレゼンテーション研修
第7回	平成30年 2月 8日(木)	企画提案発表会 修了式